

6. 障害児通所支援について

身体障害、知的障害、精神障害及び難病患者の方を対象に療育的な支援等を行います。

※受けるサービスによって対象者の要件はそれぞれ異なります。

児童発達支援	対象者	療育の観点から集団教育及び個別療育を行う必要があると認められる障害児です。
	内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児です。
	内容	児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	対象者	重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児です。
	内容	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	対象者	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児です。
	内容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	対象者	保育所その他の児童が集団生活を営む所定の施設に通う障害児であって、その施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児です。
	内容	集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

<窓口(問い合わせ)> 障害者支援課 障害援護担当